

消防の部隊活動の仕組みについて

第2回「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」

2010年2月26日

委員 三浦孝一
(京都市消防局長)

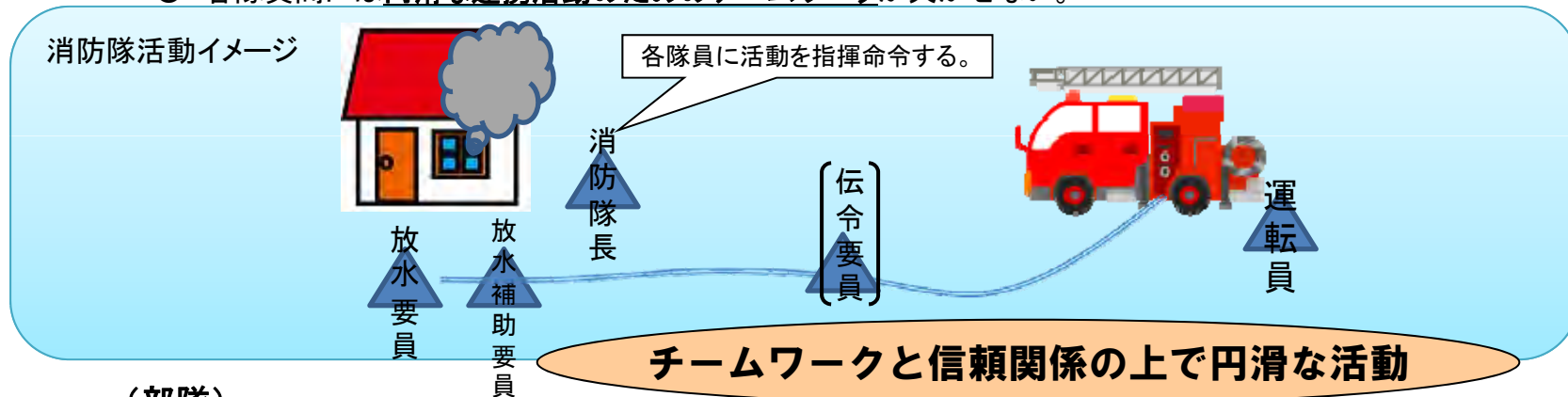
消防の部隊活動

(POINT)

- 部隊活動は厳格な指揮命令に基づく組織活動である
- 部隊機能が一部でも欠如すると組織活動全体が停止する

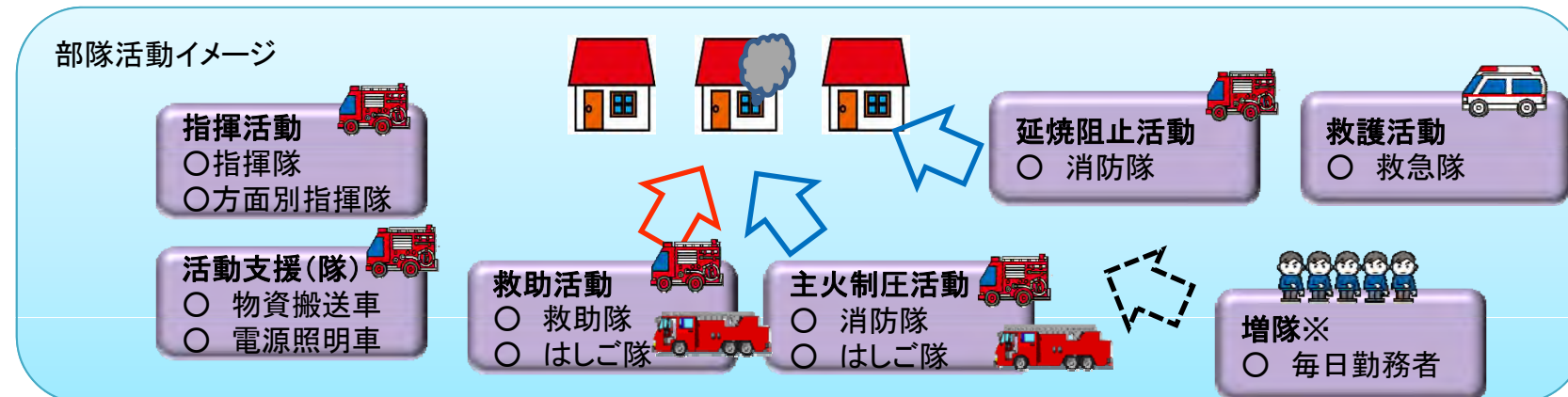
(消防隊)

- 現場での組織活動における最小単位として、消防活動を遂行する。
- 1つの消防隊が1部隊(1消防車両)を運用する。
- 1部隊の運用においては、消防隊長のもと、隊員が運転員、放水要員等の役割を分担する。
- 各隊員間には円滑な連携活動のためのチームワークが欠かせない。



(部隊)

- 消防局長(指令センター)は被害を最小限にとどめるために必要な部隊を選定, 出動を指令し運用する。
- 消防活動は、指揮命令に基づき各部隊が機能(役割)に応じた任務を全うすることで達成される。



指揮命令系統の確保1

(POINT)
○ 京都市の場合

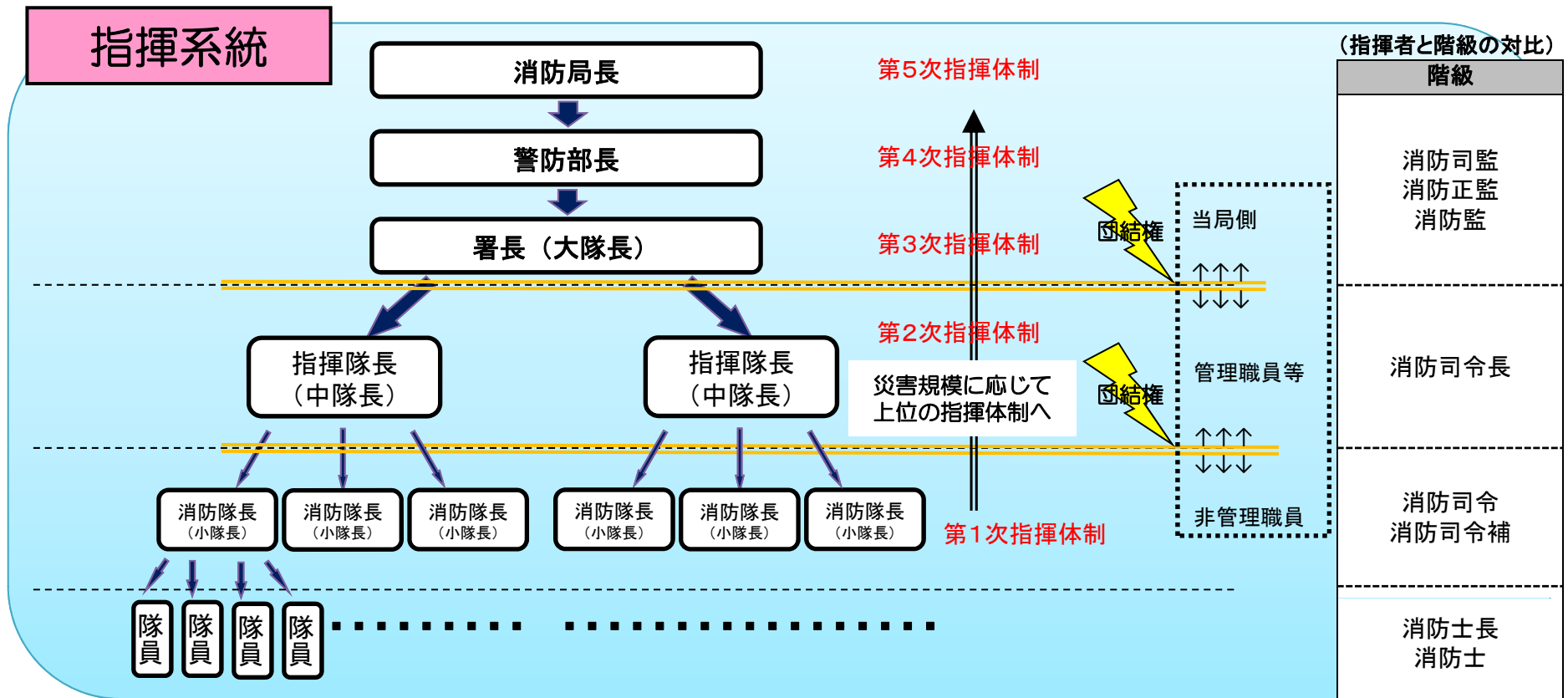
指揮命令系統の中に対立的な区分が発生すると伝達力が低下する

(現場活動の指揮命令)

- 災害現場では組織的行動である**部隊活動**を行うことで、消防が有するマンパワーを最大限に発揮する。
- 効率的な部隊活動の実現には、指揮系統の中で**上位者の意図するところを下位者が的確かつ迅速に把握し、実践することが必須である。**

(指揮権)

- **指揮系統**にある職(各指揮者)に任命されることにより個人に与えられる。
- 部下に対し一定の行動を命ずる権限である。
- 命令経路の一元性と伝達性が保障された指揮権を確保するため、**みだりに介入されない「指揮の絶対性」**が必要である。



指揮命令系統の確保2

(POINT)

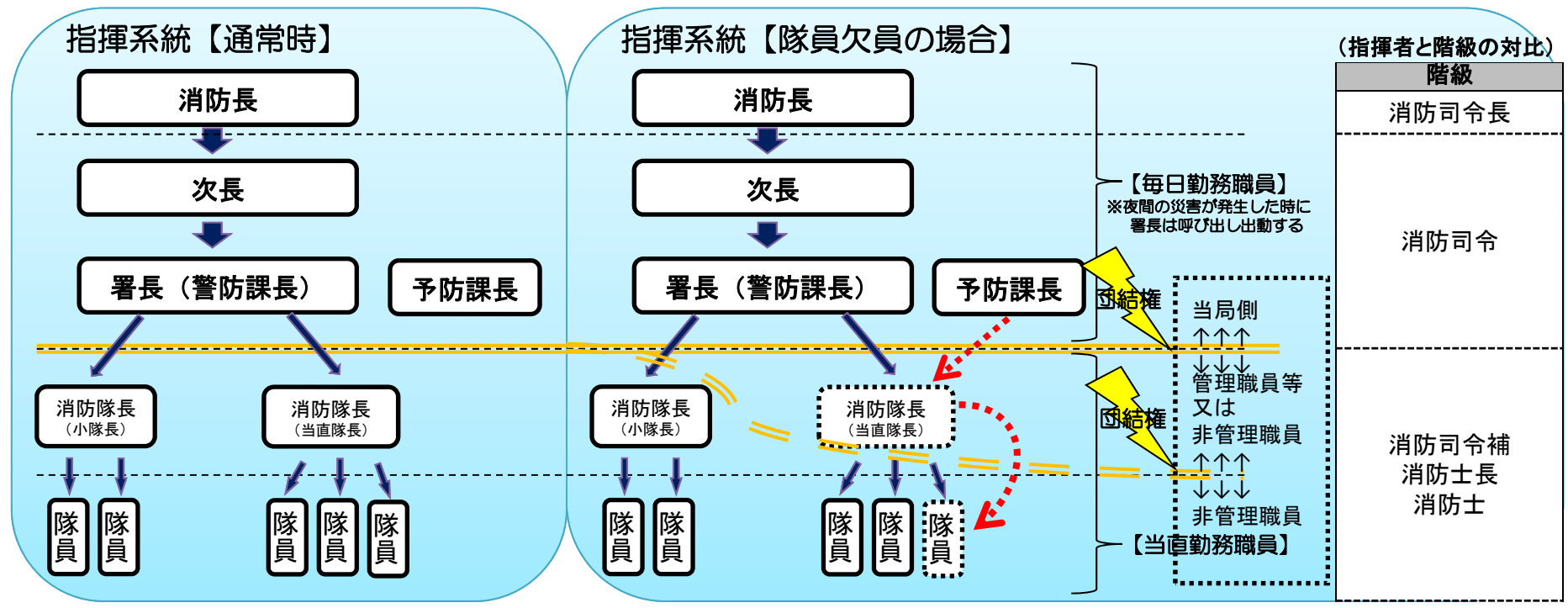
- 小規模市消防本部(実員約50名)の場合
現場活動の最小単位である部隊にも労使関係の立場の違いが起こる

(通常時の指揮系統)

- 通常時の指揮系統は署長(警防課長)が各消防隊を指揮する。
- 消防隊長2名のうち、1名は当直隊長と位置付け当直時の管理責任者となる。

(隊員欠員の場合の指揮系統)

- 隊員欠員の場合、消防隊長が隊員となり予防課長が消防隊長(当直長)を務める。



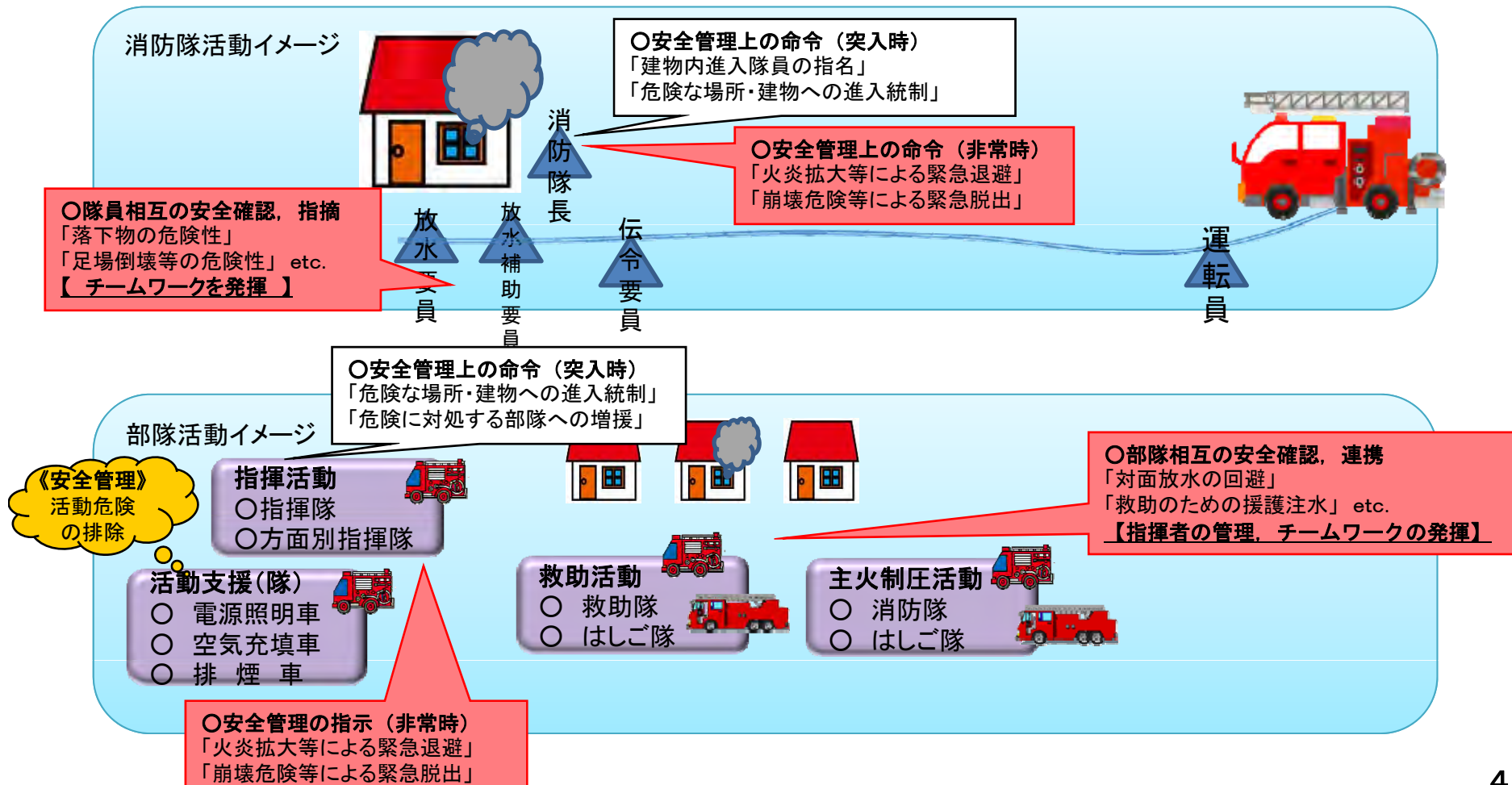
災害現場での安全管理

(POINT)

- 指揮者は部下隊員の安全管理のための指揮命令も行う。
- 隊員相互においても安全確認を行う。(チームワーク)

(現場活動における安全管理)

- 隊員の安全管理は、隊員個々の意識とともに指揮者の責務である。
- 指揮者は、総合的な状況の推移を冷静に判断し、隊員の安全を基本に活動を下命する。
- 指揮者は、常に災害状況の変化を把握し、その推移を予測して隊員の安全確保を行う。
- 災害現場では隊員相互、部隊相互においても安全の確認や必要な指摘を行う。(チームワーク)



消防団との協力関係

(消防団とは)

- 地元有志によるボランティア精神に支えられたもの
- 通常の火災対応から大規模災害対応まで規模を問わず、その活動に対する期待は大きい
- 日常から火災予防の普及啓発活動や催事などの消防警備などでも活躍
- 地域住民と消防本部をつなぐパイプ役を担う
- 消防本部にとって、消防団は車の両輪の関係であり、消防活動に必要不可欠なパートナー

◆ 消防団員は、消防職員と自らをかえりみずに地域住民に奉仕する精神を共有していると認識

だからこそ消防本部に協力

- ・ 災害時には消防本部と連携し、その活動指揮下に入る
- ・ 催事などでは消防本部からの警備依頼に応える
- ・ 大規模災害時でも無報酬でありながら、自分のこと(家庭など)を二の次にして消防本部とともに出動する

